

News Release

2011. 01. 13

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

クリーニング業における公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限延長 内容を大幅に改訂

先ごろ閣議決定された平成 23 年度税制改正大綱によって、平成 22 年度末で適用期限を迎える「クリーニング業における公害防止用設備に係る特別償却制度」が、平成 23 年度末まで期限を 1 年間延長されることとなった。この制度は、テトラクロロエチレン等の排出抑制装置を導入するクリーニング業者に税制上の優遇措置を設けるというもので、全面廃止の危機にあったが、全ク連の働き掛け等もあり継続となった。ただし、今回の期限延長に当たって、減税分に関係してくる特別償却率や対象設備などの内容が大幅に改訂されることとなったので、そのポイント等をお知らせする。

《改正のポイント①》対象設備について

平成 23 年 3 月まで…300 万円以上の活性炭吸着回収装置

↓

平成 23 年 4 月から…300 万円以上の

- ①テトラクロロエチレン溶剤のドライクリーニング機
- ②ソルカン溶剤のドライクリーニング機

※どちらも新設の場合、またはテトラクロロエチレン溶剤のドライクリーニング機（活性炭吸着回収装置内蔵型を除く）からの買替えの場合に限ります

※常時使用する従業員の数が 1,000 人以上の大企業は対象外です

《改正のポイント②》特別償却率について

平成 23 年 3 月まで…14%

↓

平成 23 年 4 月から…8%（PCB 汚染・石綿無害化処理用設備と横並び）

《減税額の例》

1,500 万円のソルカン溶剤のドライクリーニング機を購入した場合は 31 万円の減税

[1,500 万円 × 8%（特別償却率） × 25.5%（法人税率） = 31 万円 ※法人税率を 25.5%とした場合]